

# 平成30年 著作権法 の改正情報

2018年11月7日  
Rita特許事務所  
野中 剛

# 1.1 デジタル化・ネットワーク化の 進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

## 著作物に表現された思想又は感情の享受を 目的としない利用

著30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第47条の5第1項2号において同じ)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあっては、当該著作物の電子計算機における実行を除く)に供する場合

現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、  
現行規定を包含するより包括的な「柔軟な権利制限規定」を新設

①技術開発・実用化の試験、②情報解析、③人の知覚による認識を伴わない利用

## 1.2.1 デジタル化・ネットワーク化の 進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

### 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

著47条の4 電子計算機における利用(情報通信の技術を利用する方法による利用を含む)に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき
- 二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合
- 三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録培地阿への記録又は翻案を行うとき

## 1.2.2 デジタル化・ネットワーク化の 進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

### 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

著47条の4 第2項 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（内蔵記録媒体）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合
- 二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する聞きと交換するためにその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合
- 三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき

現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、  
現行規定を包含するより包括的な「柔軟な権利制限規定」を新設  
キャッシュ関連（第1項）、バックアップ関連（第2項）

## 1.3.1 デジタル化・ネットワーク化の 進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

### 電子計算機による情報処理

### 及びその結果の提供に付随する軽微利用等

著47条の5 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者は、公衆への提供又は提示が行われた著作物について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随していずれの方法によるかを問わず、利用を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を新がするものであることを知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 電子計算機において、検索により求める情報が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること
- 二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること
- 三 電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2019年1月1日から施行

平成30年 改正情報

## 1.3.2 デジタル化・ネットワーク化の 進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

### 電子計算機による情報処理

### 及びその結果の提供に付随する軽微利用等

著47条の5 第2項 前項各号に掲げる行為の準備を行う者は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、  
現行規定を包含するより包括的な「柔軟な権利制限規定」を新設

①所在検索サービス、②情報解析サービス、③その他、知見・情報を創出する行為



2018年5月25日から  
3年以内に施行

## 平成30年 改正情報 2 教育の情報化への対応

### 学校その他の教育機関における複製等

著35条 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第2項 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第3項 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能とする

その際、現行法上無償の行為（複製等）は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について一元的な窓口への補償金の支払いを求める

## 3 障害者の情報アクセス機会の充実化への対応

### 視覚障害者等のための複製等

著37条 第2項 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信を行うことができる。

第3項 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているものについて、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

現行法上、視覚障害者等のための書籍の音訳等は、権利制限規定により、権利者の許諾なく行うことが可能

今回、マラケシュ条約締結のために必要な規定の整備として、この受益者の範囲を拡大し、肢体不自由のために書籍を保持したりページをめくれない人など、障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とする

※ マラケシュ条約：視覚障害者や判読に障害のある者のために著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、視覚障害者等による発行された著作物の利用機会を促進することを目的とする条約（平成28年9月発効）



## 4.1 アーカイブの利活用促進への対応

### 図書館等における複製等

著31条 第3項 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信  
外国における日本研究の発展等に貢献することを目的として、  
国立国会図書館が外国の図書館にも絶版等資料を送信できるようにする

## 4.2 アーカイブの利活用促進への対応

### 美術の著作物等の点字に伴う複製等

著47条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの展示する著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第2項 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第3項 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

#### 作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用

美術館等が作品を展示する際、作品の解説・紹介をするために、タブレット端末のような電子機器に美術・写真の著作物を掲載することを可能とする

また、美術館等が展示する作品の情報をインターネットで紹介する際、美術・写真の著作物のサムネイル画像を合わせて提供することを可能とする

## 4.3 アーカイブの利活用促進への対応

### 著作権者不明等の場合における著作物の利用

著67条 第2項 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第3項 第1項の最低を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める次項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

#### 著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し

著作権者不明等著作物の利用を円滑化するため、権利者と連絡がとれた場合に補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めない

## 5.1 著作物等の保護期間の延長

### 保護期間の原則

著51条 第2項 この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後）70年を経過するまでの間、存続する。

### 無名又は変名の著作物の保護期間

著52条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後70年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後70年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

### 団体名義の著作物の保護期間

著53条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（その著作物はその創作後70年居ないに公表されなかったときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。

#### 著作権の保護期間の延長

原則：著作者の死後50年→70年、無名・変名：公表後50年→70年

団体名義：公表後50年→70年、映画の公表後70年は変わらず

## 5.2 著作物等の保護期間の延長

### 実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間

著101条 第2項 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。

- 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時
- 二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年)を経過した時

#### 著作隣接権の保護期間の延長

実演：実演の翌年から50年→70年、レコード：発行の翌年から50年→70年  
放送/有線方法：放送の翌年から50年は変わらず

## 6 著作権侵害罪の一部非親告罪化

### 罰則

著123条 第2項 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の提供若しくは掲示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うことにより犯した第119条1項の罪については、適用しない。

- 一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うこと(当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る)。
- 二 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること(当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る)。

第3項 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等(著作権、出版権又は著作隣接権の目的となっているものに限る)であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものをいう。

販売中のマンガや小説本の海賊版を販売する行為/映画の海賊版をネット配信する行為

→非親告罪となる

マンガ等の同人誌をコミケで販売する行為/マンガのパロディをブログに投稿する行為→親告罪のまま



## 7.1 著作物等の利用を管理する 効果的な技術的手段に関する制度整備

### 定義

著2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴(プログラムの著作物にあっては、当該著作物を電子計算機において利用する行為を含む)を制限する手段であって、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするような著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

### 侵害とみなす行為

著113条 第3項 技術的利用制限手段の会費を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

信号型：特定の反応をする信号を、著作物とともに、記録媒体に記録又は送信する方式

暗号型：特定の変換を必要とするよう、著作物等を変換して、記録媒体に記録又は送信する方式

例：放送コンテンツのB-CAS方式、正規のゲームソフトに付された信号がゲーム機側で照合されることにより、当該正規のゲームソフトの実行を可能とする技術

2018年12月30日から施行

平成30年 改正情報

## 7.2 著作物等の利用を管理する 効果的な技術的手段に関する制度整備

### 罰則

著119条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第30条1項に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第113条3項に規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第113条4項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第113条6項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項3号若しくは4号に掲げる者を除く）は、10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

アクセスコントロールを権限なく回避する行為については、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす（刑事罰なし）  
アクセスコントロールの回避を行う装置の販売などの行為については刑事罰の対象

## 7.3 著作物等の利用を管理する 効果的な技術的手段に関する制度整備

### 罰則

著120条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第113条3項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る)をした者
- 二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行った者
- 三 営利を目的として、第113条4項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者
- 四 営利を目的として、第113条6項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

2018年12月30日から施行

平成30年 改正情報

## 8 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

### 商業用レコードの二次使用

著95条 放送事業者及び有線放送事業者は、第91条1項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む)を用いた放送又は有線放送を行った場合には、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送などを行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権が付与される

## 9 損害賠償に関する規定の見直し

### 損害の額の推定等

著114条 第4項 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権が著作権等管理事業法第2条1項に規定する管理委託契約に基づき同法3項に規定する著作権等管理事業者が管理するものであるときは、当該著作権等管理事業者が定める同法13条1項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規程により算出したその著作権又は著作隣接権に係る著作物等の使用料の額(当該額の算出方法が複数あるときは、当該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額のうち最も高い額)をもって、前項に規定する金銭の額とすることができる。

著作権等侵害に対する損害賠償請求について立証負担の軽減を行うため、現行規定に加えて、侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合には、著作権者等は、当該著作権管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として賠償を請求することが出来るようになった。

## 10 民法及び家事事件手続法の改正に基づく改正

### 著作権の登録

著77条 次に掲げる次項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- 一 著作権の移転(~~相続その他の一般承継によるものを除く~~)  
若しくは信託による変更又は処分の制限
- 二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限

### 出版権の登録

第88条 次に掲げる次項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- 一 出版権の設定、移転(~~相続その他の一般承継によるものを除く~~)、  
変更若しくは消滅又は処分の制限
- 二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限

民法において、第三者の取引の安全を確保する観点から、相続による権利の承継のうち法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を具備しなければ第三者に対抗することが出来ない旨が規定されることになった（民899条の2第1項）

→著作権法において、民法の不動産の取扱と平仄を合わせる形での改正が行われた



## 11.1 学校教育法などの改正に基づく改正

### 教科用図書等への掲載

著33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(学校教育法34条1校に規定する教科用図書をいう)に掲載することができる。

第2項 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その胸を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第3項 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

## 11.2 学校教育法などの改正に基づく改正

### 教科用図書代替教材への掲載

著33条の2 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認める限度において、教科用図書代替教材に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

第2項 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその胸を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条2項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第3項 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、学校教育法の改正が行われる。

これと併せて、著作権法において、「デジタル教科書」への著作物の掲載・利用について紙の教科書と同様に補償金付きの権利制限規定が設けられた。